

現行「地球温暖化対策計画書制度」の公表制度

(根拠：環境確保条例第8条)

「事業者自らによる公表」を義務付け

- 公表期間
 - ・「地球温暖化対策計画書」：地球温暖化対策計画書の計画期間終了日まで
 - ・「地球温暖化対策結果報告書」：結果を提出した日から概ね90日間
- 公表事項
 - 事業者の概要
 - 温室効果ガスの排出の状況
 - 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標
(結果報告書については) 目標の達成状況及び措置の達成状況

公表場所

事業者の事業所における備え置き、提示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法による(閲覧・事業者のホームページなど)

(参考)

東京都環境局ホームページ「地球温暖化対策計画書制度」サイトで各事業者の公表場所が確認できます。

http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/seido/mokuji_toppage.htm

地球温暖化対策計画書 制度

東京都は、環境確保条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を創設し、平成14年4月より受付開始しました。この制度は、地球温暖化を防止するため、エネルギーの使用量が大規模な事業所を対象に、「地球温暖化対策計画書」の提出と公表を求めることにより、事業活動に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減を促進し、事業者としてできる地球温暖化対策への計画的な取組を促していくものです。

「東京都地球温暖化対策計画書」制度の流れ

地球温暖化対策事業者

- ・燃料や熱の使用量の合計が排出換算で年間1,000kWh以上
- ・電気の使用量が年間600万kWh以上

「地球温暖化対策計画書」の作成
(「地球温暖化対策計画書提出書」に添えて提出)

- ＜計画期間：3年間＞
- ＜提出：当該年度の6月末日まで＞
- ＜内容＞
 - 温室効果ガスの排出状況
 - 排出削減の目標
 - 排出削減の取組内容
 - その他(エネルギー使用量等)

東京都 (知事)

地球温暖化対策指針の策定
(平成14年3月13日告示)

(計画時)

- ・ 温室効果ガスの排出量の算定方法
- ・ 排出削減目標の設定方法
- ・ 排出削減に係る取組の選定方法
- ・ 事業者による公表事項
- ・ その他

「対象事業所の公表場所一覧」参照